

フレキシブルディスク提出票

年 月 日

経済産業大臣 又は 経済産業局長 殿

住所

鉱業権者 氏名又は名称 印

鉱業法（又は鉱業法施行規則）第 条第 項の規定による申請（、届け出又は提出）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 法令の条項については、当該申請（届出又は提出）の適用条文明を記載すること。
- 3 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請（届出又は提出）の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 5 「収入印紙」の欄には、収入印紙をはることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあつては、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、消印をしないこと。）。
- 6 「押印又は署名」の欄には、押印又は署名をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあつては、押印又は署名をすること。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 7 該当事項がない欄は、省略すること。
- 8 様式第 13 の 1 の備考 3 に準ずる。